

未登記物件所有者変更届

富田林市長 様

年 月 日

受 付 印

下記の家屋について、所有者の変更を届け出ます。
所有権についての争いが生じた場合には、当方間で責任をもって処理いたします。

新所有者名	フリカ`ナ				
	名 前				
	住 所	〒 -			
	電 話 番 号	() -	通 知 書 番 号		

旧所有者名	フリカ`ナ				
	名 前	実 印			
	住 所	〒 -			
	電 話 番 号	() -	通 知 書 番 号		
所有者の変更理由		売 買 相 続 贈 与 その他 ()			
【 備 考 】					

物 件 の 表 示	所 在 地	種 類	構 造	床面積(㎡)	検 票 番 号
	富田林市				
	富田林市				
	富田林市				
	富田林市				
	富田林市				
	富田林市				

(裏に続く)

記載上の注意及び添付書類

- 1 この届出書は、表示登記がなされていない物件のための所有者変更届です。
登記された（表示登記のみの場合を含む。）物件の所有者の変更は、法務局へ申請してください。
- 2 新所有者の氏名、住所等を記載してください。
- 3 旧所有者の氏名、住所等を記載し、印鑑登録印（実印）を捺印してください。
※相続の場合、故人には有効な実印がありませんので、氏名、住所等の記載のみで結構です。
※共有名義の場合、全共有者の印鑑証明書が必要です。
- 4 所有者の変更理由欄の該当するものに○印を付け、以下の書類を添付してください。
※添付いただく書類は、コピーしたものでも構いません。
 - ア) 売買の場合
 - ・新所有者の住民票の写し。法人の場合は、代表者事項証明書又は登記事項証明書
 - ・旧所有者の印鑑証明書
 - ・売買契約書
 - イ) 相続の場合
 - ・新所有者の住民票の写し
 - ・旧所有者と相続人全員の相続関係を証明するための戸籍謄本
（旧所有者の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本が必要です。）
又は法務局が発行する法定相続情報証明法定相続分と異なる持分で相続する場合は、
 - ・遺産分割協議書
（全相続人の実印が押印されているもので、印鑑証明書が添付されているもの）
 - ウ) 贈与の場合
 - ・新所有者の住民票の写し。法人の場合は、代表者事項証明書又は登記事項証明書
 - ・旧所有者の印鑑証明書
 - エ) その他の場合
 - ・新所有者の住民票の写し。法人の場合は、代表者事項証明書又は登記事項証明書
 - ・旧所有者の印鑑証明書
 - ・理由に応じて所有権移転を証明する書類
- 5 物件の表示欄は、所有者を変更する物件のみを記載してください。
- 6 所有者の変更については、賦課期日（1月1日）後にこの届出書を提出された場合は、
受付した年の翌年度から変更となりますので、ご了承ください。

〈提出先・問い合わせ先〉

〒584-8511

大阪府富田林市常盤町1番1号

富田林市 総務部 課税課 資産税係

TEL 0721-25-1000【内線113～116】